

札幌市指定給水装置工事事業者 指定申請手続き

1 受付日時

月曜日から金曜日までの毎日

(ただし、祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く。)

午前9時から11時30分まで、午後1時から2時30分まで

2 受付場所

札幌市水道局2階 給水装置課給水技術係

(札幌市中央区大通東1丁目2番地 電話011-211-7055)

3 指定要件 (水道法第25条の3、水道法施行規則第20条)

- (1) 事業所ごとに給水装置工事主任技術者として選任されることとなる者を置くこと。
- (2) 次の機械器具を有すること。
 - イ 管の切断用の機械器具(金切りのこ等)
 - ロ 管の加工用の機械器具(やすり、パイプねじ切り器等)
 - ハ 接合用の機械器具(トーチランプ、パイプレンチ等)
 - ニ 水圧テストポンプ
- (3) 次のいずれにも該当しないこと。
 - イ 心身の故障により給水装置工事の事業を適正に行うことができない者として国土交通省令で定めるもの
 - ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ないもの
 - ハ 水道法に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者
 - ニ 指定を取り消された日から2年を経過しない者
 - ホ 業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
 - ヘ 法人の役員のうちイからホまでのいずれかに該当する者があるもの

4 提出書類 (水道法第25条の2、水道法施行規則第18条、19条)

【法人の場合】

- (1) 指定給水装置工事事業者指定申請書(別紙 水道法施行規則様式第1)
- (2) 機械器具調書(別紙 水道法施行規則第1別表)
- (3) 誓約書(別紙 水道法施行規則様式第2)
- (4) 定款又は寄付行為の写し
- (5) 登記簿の謄本又は登記事項証明書(履歴事項全部証明書)
※申請日前1か月以内に発行されたもの

【個人の場合】

- (1)~(3) 法人と同じ
- (4) 住民票 ※申請日前1か月以内に発行されたもの

(裏面へ続く)

5 指定手数料（札幌市水道事業給水条例第34条、別表4）

10,000円

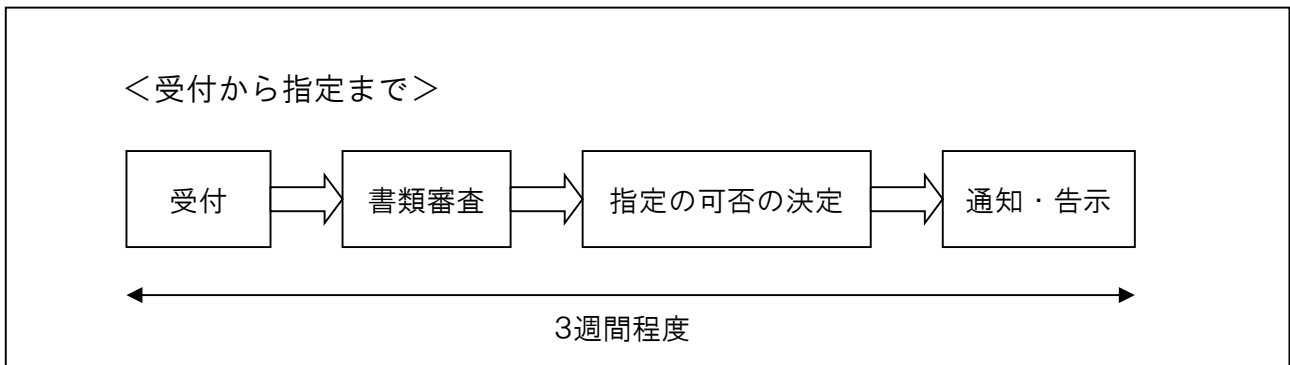
申請時に納付書を発行しますので、庁舎内の金融機関でお支払いください。（領収書を確認して受付します。）

6 指定の通知と告示

申請日からおおむね3週間程度で指定の可否を決定し、申請者へ通知するとともに、札幌市指定給水装置工事事業者となった旨を告示します。

7 給水装置工事主任技術者の選任（水道法第25条の4、水道法施行規則第21条、第22条）

指定を受けたときは、指定を受けた日から2週間以内に給水装置工事主任技術者を選任し、「給水装置工事主任技術者選任・解任届」（別紙 水道法施行規則様式第3）により届け出てください。



＜様式のダウンロードについて＞

様式は、下記アドレスからダウンロードすることが出来ますのでご利用ください。

<https://www.city.sapporo.jp/suido/jigyosya/shitei/todokede/shinkishitei.html>

(記載例1) 指定給水装置工事事業者指定申請書

(表 面)

(裏 面)

(札幌市様式)

様式第1 (第18条関係)

指定給水装置工事事業者指定申請書

札幌市水道事業管理者 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者 フリガナ 〇〇セツビ
氏名又は名称 株式会社〇〇設備
郵便番号 〒060-0042
住 所 札幌市中央区大通東11丁目23番地

フリガナ スイドウ タロウ
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎
電話番号 011-211-7055
FAX番号(任意) 011-211-7082
Eメールアドレス(任意) sapporosuido@city.sapporo.jp

水道法第16条の2第1項の規定による指定給水装置工事事業者の指定を受けたいので、同法第25条の2第1項の規定に基づき次のとおり申請します。

役員(業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者)の氏名	
フリガナ 氏 名	フリガナ 氏 名
スイドウ タロウ 代表取締役 水道 太郎	キタ サブロウ 監査役 北 三郎
スイドウ ハナコ 取締役 水道 花子	※登記簿等のとおり、全員の 氏名を記入してください。 ※個人の場合は代表者氏名を 記入してください。
チュウオウ ジロウ 取締役 中央 次郎	

事業の範囲 給水装置工事事業

機械器具の名称、性能及び数 別表のとおり

当該給水区域で給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称	株式会社〇〇設備
上記事業所の郵便番号 所在地 フリガナ 代表者氏名 電話番号 FAX番号(任意) Eメールアドレス(任意)	〒060-0042 札幌市中央区大通東11丁目23番地 スイドウ タロウ 水道太郎 011-211-7055 011-211-7082 sapporosuido@city.sapporo.jp
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事事業者主任技術者の氏名	給水装置工事事業者主任技術者免状の交付番号
ヒガシ シロウ 東 四郎 シロイン ゴロウ 白石 五郎	123456 7890

当該給水区域で給水装置工事事業者の事業を行う事業所の名称	
上記事業所の郵便番号 所在地 フリガナ 代表者氏名 電話番号 FAX番号(任意) Eメールアドレス(任意)	
上記事業所で選任されることとなる給水装置工事事業者主任技術者の氏名	給水装置工事事業者主任技術者免状の交付番号

※定款・登記簿等に記載されている「目的」のうち、給水装置工事事業者に該当するものを記入してください。

(記載例2) 機械器具調書

別表 (第 18 条関係)

機 械 器 具 調 書

〇〇年〇〇月〇〇日現在

種 別	名 称	型式、性能	数量	備 考
管の切断用の 機械器具	金きりのこ シャーパー エンジンカッター パイプカッター	ABC-123	2	
			1	
			1	
			1	
管の加工用の 機械器具	やすり パイプねじ切り器	DE-45	2	
			1	
接合用の機械 器具	トーチランプ パイプレンチ	F678 GH9	1	
			1	
水圧テストポンプ	水圧テストポンプ	IJK001	1	

(注) 種別の欄には「管の切断用の機械器具」、「管の加工用の機械器具」、「接合用の機械器具」、「水圧テストポンプ」の別を記入すること。

(記載例3) 誓約書

様式第 2 (第 18 条及び第 34 条関係)

誓 約 書

指定給水装置工事事業者申請者及びその役員は、水道法第 25 条の 3 第 1 項第 3 号イから
へまでのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

〇〇年〇〇月〇〇日

申請者
氏名又は名称 株式会社〇〇設備
住所 札幌市中央区大通東 11 丁目 23 番地
代表者氏名 代表取締役 水道 太郎

札幌市水道事業管理者 殿

(記載例4) 給水装置工事主任技術者選任届

- ※ 新規指定給水装置工事事業者は、指定を受けた日から2週間以内に選任し、届け出てください。
- ※ 「給水装置工事主任技術者免状」又は「給水装置工事主任技術者証」の写しを添付してください。

様式第3 (第22条関係)

給水装置工事主任技術者選任・解任届出書

札幌市水道事業管理者 殿

〇〇年〇〇月〇〇日

届出者 株式会社〇〇設備
札幌市中央区大通東11丁目23番地
代表取締役 水道 太郎

水道法第25条の4の規定に基づき、次のとおり給水装置工事主任技術者の選任・解任の届出をします。

給水区域で給水装置工事の事業を行う事業所の名称	株式会社〇〇設備	
上記事業所で選任・解任する給水装置工事主任技術者の氏名	給水装置工事主任技術者免状の交付番号	選任・解任の年月日
アズマ シロウ 東 四郎	123456	△年△月△日
シライシ ゴロウ 白石 五郎	7890	△年△月△日

※「選任」を丸で囲んでください。

※フリガナを記入してください。

※指定を受けた日から2週間以内